

甲良町建設工事等入札執行要領

平成 23 年 2 月 18 日

訓令第 1 1 号

(趣旨)

第 1 条 町発注の建設工事、建設コンサルタント業務委託等(以下「建設工事等」という。)の入札執行については、条例および規則に特別の定めがあるもののほか、この要領に定めるところによる。

(入札等の手続)

第 2 条 入札事務を所掌する課の長は、建設工事等起工の決裁がなされたときは、直ちに入札のための手続をとらなければならない。

(入札公開)

第 3 条 入札の執行は、公開を原則とする。

(入札の無効等)

- 第 4 条 入札の無効は、甲良町財務規則(平成 8 年甲良町規則第 18 号。以下「財務規則」という。)第 195 条および第 198 条に定める場合とする。
- 2 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 10 第 1 項に基づき契約の相手方として不適とした者、または最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格未満の価格の入札者は失格とする。
 - 3 前項の規定により失格とされた入札者は、同入札の再度入札に参加することはできない。
 - 4 予定価格を事前公表したものにおいて、事前に公表した予定価格を上回る価格の入札者は失格とする。
 - 5 予定価格を事後公表したものにおいて、最低入札価格発表後に、発表額を上回る価格の入札者は失格とする。

(入札執行者)

- 第 5 条 入札は、町長が入札執行者となり行うものとする。
- 2 入札執行者の町長が公務等で入札執行出来ない場合、入札事務担当課の長を指定する。

(入札の取りやめ等)

第 6 条 入札執行者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることができる。

- (1) 入札参加者が私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ったと認められるとき。

- (2) 入札参加者が不穩の行動をなすとき。
 - (3) 天災地変その他やむを得ない理由があるとき。
 - (4) その他入札を公正に執行できないと入札執行者が認めたとき。
- 2 入札執行者は、前項の規定により入札参加者を入札に参加させずまたは入札の執行を延期しもしくは取りやめたときは、その理由を付して契約担当者に報告しなければならない。

(禁止事項)

第7条 入札執行者は、次の事項を入札者に履行させ、違反したと認めたときは退場を命ずることができるものとする。

- (1) 入札執行中は、特に必要と認めた場合を除くほか入札執行室の出入りを禁ずる。
- (2) 入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁ずること。
- (3) 入札関係者以外の者の入札執行室への入室を禁ずること。
- (4) 酒気をおびて入札執行室へ入室することを禁ずること。
- (5) 入札執行者が特に指示した事項

(入札通知)

第8条 財務規則第197条第3項の規定による通知は、様式第1号により行うものとする。

(見積期間)

第9条 入札執行者は、次に掲げる見積期間を設けなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは第2号および第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

- (1) 建設工事等1件の予定価格が500万円に満たない工事については、1日以上
 - (2) 建設工事等1件の予定価格が500万円以上5,000万円に満たない工事については、10日以上
 - (3) 建設工事等1件の予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上
- 2 前項の見積期間は、入札期日の前日から起算するものとする。
- 3 入札参加者は、設計書、仕様書および図面を熟覧し、入札期日の前日までに疑義等の確認をしておかなければならない。

(入札の辞退等)

第10条 入札執行者は、競争入札において当該建設工事等に指名した者または競争参加資格の確認を行った者で入札執行前に入札を辞退する者があるときは、入札辞退届(様式第2号)を提出させなければならない。

2 入札執行者は、競争入札執行中に入札を辞退する者があるときは、入札辞退届または辞退する旨を明確に確認できる書面を提出させなければならない。

3 入札執行者は、入札の辞退等により入札の参加者が1人となるときは、入札執行を取りやめるものとする。ただし、入札執行者が必要と認めた場合はこの限りでない。

(入札の公表)

第11条 第8条により通知した事項のうち、次に掲げる事項については、公表することができる。

- (1) 工事名称、施工場所および施工期間
- (2) 工事概要
- (3) 入札執行の場所および日時
- (4) 現地説明の場所および日時

(入札参加者等の確認)

第12条 入札執行者は、入札前に入札参加者の出席の有無を確認するものとする。

2 入札執行者は、入札をする者が代理人であるときは、入札前に委任状を提出させなければならない。

(入札執行宣言)

第13条 入札執行者は、所定の時刻になったときは、直ちに入札を開始する旨の宣言をしなければならない。

(疑義等の確認)

第14条 入札執行者は、入札書の投函前に当該入札の公告等の事項(設計書、仕様書および図面の内容に係る事項は除く。)について疑義または不明な点がないかどうか確認しなければならない。

(入札書の投函)

第15条 入札は、財務規則第194条第2項または同第198条に規定する郵便による入札(以下、「郵便入札」という。)を除き、所定の入札箱に入札書を投函させて行う。

(開札)

第16条 入札執行者は、入札者全員の投函を確かめたうえ、政令第167条の8第1項および同政令第167条の13の規定により開札を行うものとする。ただし、郵便入札により入札を行った者が開札に立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行わなければならない。

2 前項の場合においては第4条に規定する入札の無効のものを除き、失格者以外の最低入札価格を読み上げなければならない。

(落札者の決定)

第 17 条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みした者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みした者を落札者とする。なお、最低制限価格を設けない場合において、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合は、落札者の決定を保留することができる。

(抽選による落札者の決定)

第 18 条 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上ある場合は、はじめに「落札者を決定するくじを引く順番を決めるくじ」を引かせ、その結果により「落札者を決定するくじ」を引かせ、落札者を決定する。

(再度入札)

第 19 条 開札をした場合において、予定価格を事前公表していない場合で、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは再度の入札をすることができる。

2 前項の再入札において、入札を行った者すべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては速やかに別に通知する日時において、入札を行うものとする。

(入札執行回数等)

第 20 条 入札執行回数は、1 件につき 3 回を限度とする。

2 前項において落札者がいない場合は、指名替え等を行うものとする。ただし、工期等の関係から指名替え等をするいとまがない場合においては、随意契約の手続きに移ることができる。

3 前項ただし書きによる随意契約の手続きは、第 4 条に規定する入札の無効のものを除き、最下位の入札者の見積りによる。この場合において、随意契約ができないときは、指名替え等を行うものとする。

4 前 3 項の規定にかかわらず、予定価格を事前公表したものについては、1 回を限度とする。また、第 2 項に定める随意契約は行わない。

(積算内訳書の徴収等)

第 21 条 入札執行者は、必要と認めたときは、入札参加者に積算内訳書の提出を求めることができる。なお、入札執行者が積算内訳書の提出を求めた場合に、入札参加者がその内訳書を提出しない場合は失格とし、提出された積算内訳書の内容に不具合がある場合は無効とする。

(落札とならないときの報告)

第 22 条 入札執行者は、落札者が決定しないときまたは第 20 条第 2 項の随意契約ができないときは、その旨を町長に報告しなければならない。

(入札終了の宣言)

第 23 条 入札執行者は、入札を終了したときは、入札終了した旨を宣言しなければならない。

2 入札執行者は、入札が不調となったときは、不調となった旨を宣言しなければならない。

(入札結果の公表)

第 24 条 入札執行者は、入札を終了した後工事入札結果を閲覧に供し、甲良町ホームページに掲載して公表することができる。

付 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 26 年訓令第 9 号)

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

甲良町長

印

工事(委託業務)の入札について

下記工事(委託業務)について、指名競争入札に付すので参加されたく通知
します。

なお、入札については、甲良町財務規則および甲良町建設工事執行規則な
らびに甲良町建設工事等入札執行要領により執行しますのでご承知ください。

記

1 契約担当者

甲良町長

2 入札に付す工事(委託業務)の名称、施工場所および施工期間

(1) 工事(委託業務)の名称

年度 第 号

工事(委託業務)

(2) 施工場所

甲良町

(3) 施工期間

契約締結の日 着工 年 月 日 竣工

3 予定価格

4 契約条項等を閲覧・配布する場所および期間

(1) 場所

(2) 日時 年 月 日から

年 月 日まで

図面・契約書案は上記場所で閲覧、設計書・仕様書は上記場所で配布

5 入札執行の場所および日時

(1) 場所

(2) 期日 年 月 日() 時 分から

入札および契約等に関する事項

1 保証金

(1) 入札保証金

免除する。ただし、契約担当者が必要と認めるときは、この限りでない。

(2) 契約保証金

ア 金銭的保証の場合

- ・ 落札価格の10%以上を納付すること。ただし、落札価格の10%以上に相当する利付国債の提供、保証事業会社または金融機関の保証をもって納付に代えることができる。また、落札価格の10%以上に相当する債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結もしくは債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 役務的保証の場合

- ・ 免除する。ただし、落札価格の30%以上に相当する債務の履行を保証する公共工事履行保証証券(かし担保特約付きのものに限る。)による保証を付すること。

ウ 履行保証免除の場合

- ・ 免除する。

2 前金払および部分払

(1) 前金払

- ・前金払は行う。
- ・前金払は行わない。

(2) 部分払

- ・部分払は行う。
- ・部分払は行わない。

3 落札者の決定方法

- ・制限を設けない。
- ・最低制限価格を適用。

4 郵便入札

郵便による入札は取り扱わない。

5 無効入札

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 委任状を提出しない代理人のした入札

(3) 入札者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

(4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札

(5) 入札保証金を必要とする入札で入札保証金を納めない者または不足する者のした入札

(6) 入札書(積算内訳書含む)記載の金額、氏名、押印ならびにその他入札要件の記載が確認できない入札

(7) 入札書記載の金額を加除訂正した入札

(8) その他入札に関する条件に違反した入札

6 入札の辞退

(1) 入札執行の完了にいたるまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、既に投函した入札書は撤回することができない。

(2) 入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。

ア 入札執行前には、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、または郵送して行う。郵送により行うときは、入札の前日までに到着しなければならない。

イ 入札執行中には、入札辞退届またはその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

(3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(4) 入札の辞退等により入札の参加者が1人となるときは、入札執行を取りやめる。

7 その他必要事項

(1) 落札者の決定方法において、「制限を設けない」とした場合は、最低の価格で入札を行った者を落札者とする。

「最低制限価格を適用」とした場合は、最低制限価格未満の入札は失格とし、本件工事(委託業務)について再度入札に参加することはできない。

(2) 入札価格が予定価格に比し著しく差があるときは、入札執行を一時中止することがある。この場合には、入札執行者の決定することにより、入札執行の再開、打ち切りまたは適当な指示を行うことがある。

(3) 再度入札してもなお落札者のないときは、指名人を替え再入札を執行することがある。

(4) ・入札当日は、積算内訳書を必ず持参すること。

・入札当日は、指定様式による積算内訳書を必ず提出すること。なお、落札候補者の積算内訳書の計算間違い、および積算内訳書の合計金額(消費税および地方消費税を除く)と入札書に記載された入札金額に

相違があれば「無効」とする。(提出された積算内訳書は開示する事がある。)

- (5) 落札者は落札決定の通知を受けたときは、1(2)に記載した契約保証金の措置を講じたうえ、10日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。なお、10日以内に提出できないときは、契約の相手方となる資格を失うことがある。
- (6) 設計書・図面および仕様書を熟覧し、入札期日の前日までに疑義等の確認をしておかなければならない。
- (7) この入札(または積算内訳書の提出)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

8 現場説明

期日 年 月 日 () 時 分

場所

- ・現場説明は行わない。

9 入札金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

様式第 2 号 (第 10 条関係)

入札辞退届	
工事名 (委託業務)	
施行場所	

上記の入札を下記の理由により辞退します。

入札辞退理由

年 月 日

住所

商号または名称

印

代表者氏名

契約担当者

甲良町長